

**令和3年度第2回**  
**杉並区いじめ問題対策委員会会議録**  
令和4年3月22日（火）

**杉並区教育委員会**

## いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和4年3月22日（金）午後2時00分～午後3時50分

場 所 教育委員会室

出席委員会 長大竹 智 委 員 吉岡 睦子

委 員 菅原 誠 委 員 石川 悦子

委 員 牧野 晶哲

事務局職 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃

庶務課長 村野 貴弘 済美教育センター  
所 長 佐藤 正明

済美教育センター  
統括指導主事 佐藤 永樹 庶務係長 佐藤 守

法規担当係長 岩田 晃司 済美教育センター  
指導主事 久保 広太郎

済美教育センター  
指導主事 木村 あずみ 済美教育センター  
教育SAT担当 熊耳 徹

済美教育センター  
教育SAT担当 鈴木 祐一

傍聴者数 0名

## 会議の議題

- ・ 令和 2 年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について
- ・ 教育 S A T の役割と対応内容について
- ・ 教育 S A T との意見交換
- ・ その他

## 目次

令和2年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
教育SATの役割と対応内容について・・・・・・・・	17
教育SATとの意見交換・・・・・・・・	26

**大竹会長** それでは定刻になりましたので、令和3年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を開会いたします。皆様におかれましては年度末のお忙しい時期、そしてさっき雪が結構舞っていましたがけれども、その寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。次第の順に進めさせていただきます。

それでは、次第2「令和2年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**指導主事（久保）** それでは、次第2「令和2年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」ご報告いたします。こちらについてはまず資料1をご覧ください。資料1につきましては、前回の第1回委員会におきまして、不登校の調査報告のほうが無掲載でしたので、裏面のほうに不登校についての令和2年度4月から2月までのデータの集計を掲載しております。

不登校に関しては、令和元年度と比較しますと若干微増となっております。小学校は増加傾向が続き、中学校は微減となっております。

また、不登校児童・生徒数とは別に、新型コロナウイルス感染回避のために30日以上登校しなかった児童・生徒数については、小学校41名、中学校で11名でありました。

今後の主な対応としましては、学校では不登校対応を担当する教員の役割を今よりもより明確にし、不登校傾向の児童・生徒の状況把握や関係者への情報伝達などを中心的に担うことで組織的な対応の強化を図ろうと考えております。

また、教育委員会では「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童・生徒が社会的に自立する力を身につけることを目指し、学びの機会や人とのつながりが確保されているかを視点に支援の充実を図ってまいります。

また、1人1台タブレット端末を不登校児童・生徒が学校以外でも学びの機会として活用できるように環境を整備し、それぞれの個々の状況に応じたきめ細かい支援を推進してまいります。

以上が令和2年度の報告でございます。

続きまして、令和3年度の11月時点でございますが、資料2「ふれあい月間」におけるいじめ調査の数値を掲載してございます。資料2のほ

うをご覧ください。こちらはふれあい月間におけるいじめの調査、11月時点での調査の数になります。まず、小学校ですけれども、小学校は1,291件、解消した件数が1,046件、対応中の件数が245件となっております。

続いて、中学校は裏面になります。右上に中学校と書いてありますけれども、中学校は認知件数が110件、解消した件数は88件、対応中の件数は22件となっております。こちらは令和2年度の同じく11月度の調査と比較しますと、小学校の認知件数は375件増加となっております。

中学校の認知件数については27件増加、昨年度の11月30日時点と比較すると今年度のほうが増加しているという傾向となっております。こちらは、昨年度学校の臨時休業期間が5月末までございましたので、そういった関係もあり、いじめの認知件数自体はやはり全体数自体が減っていることが考えられます。

なお、本調査におけるいじめの認知件数については、やはり学校に対しては学校におけるいじめを漏らさず把握し、また、解決に向けた働きかけにつなげていくということが重要であると捉えております。したがって、認知件数を減少させるのではなく、解消率をいかに上昇させるかということが重要であると考えております。

令和3年度の3月と、今年度の3月にも同じくこのいじめの認知件数の調査を行っているのですが、そういったことから今回新たに調査項目に加えたのが、いじめの解消に向けた取組に関しても追加の調査を行っております。今、いじめの解消に向けた取組が何件あるか。また、今どのような対応をしているのかということ、区として独自に調査しております。来年度はそこで調査した結果を基に、我々教育SATのほうで、いじめの解消に向けた取組の進捗状況を把握し、各学校の支援につなげてまいりたいと考えております。

続いて、左側のほうですね。「18のチェックリスト」というものがございます。この18項目に関して、これは都教委のほうから示されているいじめのチェックリストになるのですけれども、各学校の全教員にアンケートを実施し、その回答を集計したものになります。小学校、中学校ともに共通して課題と思われるものは、大きな項目としては一番下の段の大項目の6「社会全体の力を結集しいじめに対峙する」という項目になります。こちらは、⑰と⑱。⑰が「学校サポートチームや事案に応じ

た関係機関の役割について、全教職員が理解している」という項目。これは小学校が48%、中学校のほうが52%ということで、やはりほかの項目よりやや肯定率が低くなっております。

また、⑮のほうも「いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか、全教職員が理解している」という項目についても小学校が70%、中学校は78%となっております。

やはりいじめの対応においては、学校が中心となって、核となって、警察・医療・福祉機関との効果的な連携が重要となります。このことに関して、まだ教職員の理解が十分に進んでいないというところが1つ課題であると示されているかなと思います。

また、この小さな項目でいうと③「年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している」ということに関して、小学校の肯定率が73%、中学校が52%となっております。

また、項目の⑧「いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している」という項目についても、小学校が65%、中学校が74%と、こちらもやや肯定率が低くなっております。

総じて言うと、やはり組織的な対応というところが求められている、課題となっているところかなと思っております。こちら側の調査結果で捉えられた課題については、2月に生活指導主任会が行われたのですけれども、その生活指導主任会において、ご報告したような課題を共有いたしました。

また、今、各学校が次年度に向けて教育課程を編成しているところですので、この調査結果で得られた課題については、この改善を教育課程のほうに反映していくようにということで、各生活指導主任にもお伝えさせていただいているところです。

また、この年3回の研修という肯定率も若干低かったので、各学校で研修で活用できるような資料を作成し、各学校にもそういった参考資料を配布、通知をしているところです。

こういった課題を捉えて、教育委員会としては先ほどご報告しましたように、いじめの解消に向けた取組が今どうなっているか、そこにさらに重点を置いて、また教育SATとしても各学校の支援を行ってまいり

たいと考えているところでございます。

私から議題2の説明については以上でございます。

**大竹会長** どうもありがとうございました。ただいま資料1、資料2を基に、いじめ及び不登校に関する調査報告、そしていじめ防止等の対策の取組状況について説明がありました。

前回の会議のときに、いじめと不登校両方について報告してほしいということを受けて、本日の報告になっているということでございます。それでは委員の皆様からご質問、ご意見等があればお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

**牧野委員** 前回、不登校の報告を出してほしいということで、その要件としまして重大事態の2号事案などはどうしても90日以上休むとか、そういうものも含めてこちらの数字にも反映されているのではないかとということで、ご提案させていただきました。今回提出していただきありがとうございます。

改めて今ご質問させていただきたいこととして、教員へのアンケートで区独自のものとしていじめ解消に向けた取組というところになりますが、その取組というところをもう少し具体的に教えていただきたいのと、その取組について指導主事側が思っているものと、学校側が思っている取組というのはそこがあるのかなのか、その辺りの共有化みたいなものはどのように図っているかということについて少し教えていただければと思います。

**指導主事（久保）** いじめの解消に向けた取組の調査については、まず今いじめの解消に向けた取組が何件あるかという調査をまず1つさせていただきます。

また、上げられた件数に関して、今どのような対応をしているか。まず1つは、加害児童・生徒への指導をどうしているか。また、いじめを受けている児童・生徒に対する対応、その2つについて、本当に概要なのですけれども、今対応中の内容について報告を上げてもらうように、そういった調査内容になっております。それを今、学校に調査をかけていて、4月1日に調査報告がまとまる予定になっております。

学校から上がってくる解消に向けた取組と我々が考えている取組との対応の差というところでしょうかね。

**牧野委員** そうですね。ただ私が想像していたものと少し違ったかもしれ

ないので、もう1回確認ではありますが、いじめ解消に向けた取組というのは現在いじめが起きているものの現状報告をしてもらったということになりますよね。なので、その中に例えば、良いエビデンスみたいなものを見つけているとか、そういうものではないとか、あとはその取組の課程を、プロセスを点検するといった要素は入っていないということになりますでしょうか。

**指導主事（久保）** そうですね。やはり我々としては今回調査をさせていただきたい趣旨としては、いじめの解消に向けた取組が我々もそれが今どうなっているのかというのを把握した上で各学校に支援を行っていかないと、特にそこは重要なかなと思っているので、教育SATとしてもやはりそこにピンポイントで支援をしていかなければいけないというようなところがまず1つです。

あとは、いじめの中身ですね。もう1つ、調査項目の中でどういったいじめの種類なのかというのを把握させていただいています。例えばSNSを使ったいじめなのか、からかいなのか、金品をたかられてしまうのか、暴力行為なのか、そういった幾つかのカテゴリーに分けた報告を頂くようにしています。なので、そういった調査とかがまとまった段階で、我々のほうもいじめの対応がどういうものなのかというのがちょっとある程度分析して、やはり区全体としてもいじめの対応をどうするかというのを1つ1つポイントで使いたいなと思っています。

**牧野委員** 分かりました。ちょっと分からないところもあって、どのような結果に出てくるのか見ていきたいなど、丁寧に見ていかなければいけないかなと思ったのですけれども、何かプロセスを示すものなのか、どの方向に進んで区独自の調査をしたのかが見えづらかったものでお伺いさせていただきました。また結果などを踏まえて確認させていただければと思います。

**大竹会長** 今、集計していて、次回の委員会で、またその結果を報告していただければと思います。そのほかいかがですか。

**石川委員** よろしく申し上げます。この不登校のほうでもよろしいのですよね。3点ほど申し上げます。1点は、このコロナ感染回避のために30日以上登校しなかった児童生徒が小学校で41名、中学校で11名ということでご報告いただきました。それで国全体では2万人ぐらいだということが出ていますけれども、こういった原因が分かって休んでいる子ども

もたちに教育保障というか授業保障みたいなことは、各校でどんなふう  
にされているのかというのが少し分かりましたら教えてください。

それからもう1点は、1人1台タブレットということで、コロナ禍で  
G I G Aスクール構想の前倒しが随分進んでいるわけですがけれども、こ  
の不登校ですね。学校以外での学びの機会を拡張できるようにというの  
は、これはなかなか実際に整備をしていくのはご苦労があると思うので  
すけれども、今どんなことをしているかというのを、分かる範囲で教え  
ていただければと思います。

あともう1点なのですが、いじめ関係で18のチェックリストがありま  
す。この6月にチェックしたときと11月では大分実施が進んでいて大  
変いいことだなと思いました。その中でこの大項目4のところにあるの  
だと思うのですが、子どもたちの予防的などといいますか、こういう日常  
の授業においてとか、こういうようなことで、例えば、いじめに関する  
授業と書いてあったりするのですけれども、杉並区ではどんなことをや  
っているのかというのを少し具体的に分かりましたら教えていただい  
ければと思います。以上3点です。お願いします。

**指導主事（久保）** まず、今コロナ不安による欠席の児童・生徒への対応  
ですけれども、2つ目のタブレット端末の活用にもつながってくるので  
すけど、やはり今オンラインによる学びの保障というのを区としても進  
めております。授業配信ですね。オンラインによる授業配信などを行い  
ながら学びの保障を図っているところとか、また今アプリケーションを  
使って、例えば、課題を学校から電子ファイルで送ったり、やり取りを  
するというロイノートというアプリケーションがあるのですけれども  
も、そういったもので課題をやり取りするという事例もございます。

なかなか授業を配信されているだけですと、双方向性というのもまだ  
難しいので、そういったところで教員と子どもとのなるべく双方向性の  
やり取りができるようにというところで進めてございます。

そこが2点目のタブレットの活用というところにもつながっているところ  
でして、今、若干オミクロン株の感染が減っていましたがけれども、  
一時期ピークだったときは、コロナの感染不安によって欠席されている  
お子さんが多かったですので、そういったときにオンラインの活用とい  
うのも、区全体としても進めてきたところです。

また、3点目のいじめに関する授業なのですけれども、区全体として

は、「いのちの教育月間」というのを年に2回設定しまして、そこで生命尊重に関する授業を行う、またそこになかなか今コロナで保護者の方もご来校できない状況になっていきますけれども、道徳地区公開講座という形で保護者の方、また地域の方を呼んで命の授業に関することを子どもにも行い、意見交換をするという場を設けております。

また、人権教育に関しても、こちら先ほどの「いのちの教育月間」と絡めて、子どもたちに命に関する授業であったり、また、作文コンクールを実施して、区としても「いのちの教育作文コンクール」という形で生命尊重だったり、人権ということに関して取組を実施しております。

主にいじめに関する授業では、そのほか学校レベルではやはり道徳の授業が中心になっているかなと思います。道徳の中で、親切ですとかそういういった価値項目に関連することを取り上げていると思います。

**石川委員** ありがとうございます。

**菅原委員** よろしくお願いたします。今、幾つか出てきたところで、やはりいじめの主戦場というのは、今、学校よりだんだんSNSとかそっちに移ってきていると思うのですよね。これを学校がどうやって見つけているのか。あるいは警察なんかだとサイバーパトロールとかやっていますよね。そういうところの連携とか、あるいはSNS上の問題が起きたどこかの県だったか区だったかでは、そういうパトロールをしている業者さんと組んでいるとかいう話も新聞報道で見ましたけれども、どうやってSNS上のトラブルを認知しているのかなと。実は知らないだけでいっぱい影にあるのではないかというのがあるので、その辺の今後の展望も含めて知りたい。

あとは取組状況で、割と取組実施校が少ないというところで、⑰とか出てきている「関係機関の役割」というと、恐らく関係機関がどこなのかということを先生が認知していないからなのだろうと思うのですね。関係機関というと⑱との絡みもあって、警察のことをこれは指しているのかなと読み取れなくもないですけど、それ以外にもいっぱいありますよね。子ども家庭支援センターもあったり、児童相談所もあったり、医療関係とかもあったり。そういったところの、どういう場合にどう結びつけるという多分マニュアルというかQ & Aみたいなものがしっかりしていないと、多分これはみんなどうしていいか分からないというお話になるのかなというのもあって、関係機関が一体どういうところを想

定されていて、どういった人をどういったところにつなげてくださいますよということが多分明確ではないのかなと。これはそうなのかなというところでは。

あと、次の「いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合」と書いてあるのですけれども、これはいじめの程度問題なのだろうと思うのですね。これも要するにどのラインで警察を呼ぶ、呼ばないのというところが多分はっきりしていないのだと思うのですね。なので、その辺は区として「こういう場合は呼ぶ」「こういう場合は呼ばない」というある程度ガイドラインみたいなものがあるのかなというところに関わっているのではないかなと思って、ちょっと聞いていたのですけれども、学校に警察が来るというのは、日本では割と遠慮されているというか、あまりよくあることとは恐らく言えないと思うのですが、例えば海外などでは物が1個なくなっても警察を呼ぶのですね。「誰かさんの何かがなくなりました」と言ったら「はい、警察呼びます」となる国もあるわけで、日本はあまりそういう傾向はない。そのほうが健全なのかもしれないのですけれども。ただ、その分先生の負担も大きくなっているわけです。その辺の犯罪行為の線引きはどの辺でされているのかなという辺りとか、そういうことが統一して示されるような仕組みがあればいいのかなと思いました。以上です。

**指導主事（久保）** まず、SNSに関しましては、やはり保護者や、また、いじめを受けている被害者児童・生徒からの訴えによって事案が分かるということが今、ほとんどになっています。ですので、学校としては予防としてといたしますか、情報モラル教育というものをいかに充実させていくかということで今、区としても取り組んでいます。学校は、情報モラルも含めて情報活用能力をどう育成していくかということで、昨年度から情報モラルも含めて年間の指導計画というのを作成していただいています、それに基づいて指導を予防的な情報モラル教育という形でやっていただいています。今、東京都のほうの教材として「東京SNSノート」というのがありまして、SNSの使い方に関する教材があつて年に3回ぐらいを目安にそういった教材を使って授業を行っていただいています。

また、実際にそういった事案が起きてしまった場合は、そういった履歴を削除してもらって学校も見届けて指導するとか、双方の親を呼ん

で指導するということを行っています。やはりここの情報モラル教育の充実といったところも、今、教員の研修もそういった充実を図るように計画して、実施もしておりますので、そういったところで対応力も上げていきたいと考えています。

また、関係機関ですね。今、これは学期に1回なのですけれども、生活指導主任が中心にはなるのですが、警察と学校との関係機関連絡会というものも実施していきまして、そこに我々教育SATも出させていたでいております。主に出席されているのは警察なのですが、今後、子ども家庭支援センターですとか、そういった福祉機関との情報連絡会を行うような機会も重要ではないかなと我々としても考えていますので、そういった機会を作って関係機関との効果的な連携といったところもより学校に広く周知していきたいと思っております。

また、警察が関わる事案ですね。これについては、度重なる暴力行為があるとか、そういったような場合に、警察のほうもスクールサポーターというのがいますので、そのスクールサポーターに支援を依頼して、場合によっては子どもの指導の場において、そのスクールサポーターの方も同席していただいた上で、当該児童・生徒に指導を行うといった場面もございました。

なかなか線引きといったところだったり、また、警察との連携といったところも、学校もなかなかイメージしづらいところもあるとは思いますが、そういった事例について研修会といった場でご紹介を行い、事例検討というような形で研修なども行っていきたいと思っております。以上です。

**大竹会長** 警察とのやり取りをしたという、昨年辺りだと件数とか出てくるのですか。

**指導主事（久保）** 件数ですね。今ちょっとすぐに件数は出ないです。

**大竹会長** やり取りはしていると。

**指導主事（久保）** あります。

**大竹会長** あと、情報モラル教育をやっているのだけれど、トラブルのパトロール等々はやっていないというところですね。

**指導主事（久保）** これは東京都の教育委員会のほうが、SNSの企業と連携していわゆる裏アカウントというのですか、今、例えば希死念慮のあるような、自殺をほのめかすような投稿であったりとか、そういった

投稿があった場合に、今そういったパトロールを都のほうが企業と連携してやっていて、たまに区教委のほうにこういった事案があるのだけでも確認をしてもらえないかというようなことで報告があったりします。でも、今年度私がそれを受けたのは、事案としては1件でした。

**大竹会長** 菅原委員、よろしいですか。

**菅原委員** はい。ありがとうございます。

**大竹会長** 吉岡委員、お願いします。

**吉岡委員** 1点ご質問ですが、資料2のほうで⑧の「情報共有シートの活用」ということが書かれているのですけれども、この取組状況のグラフで見える化してくださっているのが非常に分かりやすいのですが、この取組状況を見ますと、この⑧の取組状況が結構進んでいないように見えます。これは小学校も中学校も共通しているのですけれども。小学校は重点課題として設定している学校数は結構多いように見えるのですが、この⑧の取組が進んでいないというのは何か、例えばプライバシー保護の問題とか理由があるのかどうかということと、この情報共有シート自体がちょっとよく分からないのですが、これは学校ごとではなくて区としての統一書式に電子ファイルで記入するような形になっているのか、具体的な内容と、その2つを教えてくださいと思います。

**指導主事（久保）** 区としては特に定められた様式を示しているわけではありません。やはり今、各教員は校務用のパソコンを持っておりまして、そういった媒体を、例えば校務パソコンを通して情報共有を行うとか、例えば各学年で小さな案件はいろいろあるとは思うのですよね。それをいじめ対策委員会というのが各学校にありますので、そこに上げて未然防止の対策をどうするかとか、今、少し長期化しているのだったらどうするかといったことを校務パソコン上で共有するといったところをこちらはイメージしているのかなと思うのですが、そういった情報共有が十分に進んでいないところかなと思います。

やはり、多分各学年だけで対応できる案件というところもあると思うのですよね、各学校においては。ただ、問題が大きくなったときに学校全体で対応するのではもうちょっと遅い場合もありますので、やはり問題が深刻化する前に管理職も含めて事案をいかに共有できるかといったところが重要になるかなと思いますので、やはりそういった校務パソコンを共有して、例えば個人情報なので難しいかもしれないのですけれど

も、校務パソコンでは、開くと電子掲示板みたいな形でちょっとしたことを共有できるようなシステムがあります。いじめの事案でそれを使うのは難しいと思うのですけれども、例えばそういった事案について報告されているフォルダを作るとか、そういうところで情報共有を図ることが必要なと思います。

**吉岡委員** そうすると、どういうタイミングでどの範囲の方と共有するかというのは、個々の先生方に任されているということになるのでしょうか。

**指導主事（久保）** そうですね。例えば生活指導を担当する分掌というのもありますので、そこは月1回会議を開催したりとか、定期的にいじめに関する会議というのが行われていますので、そういった場で何かしら任意の様式にその事案について書かれていれば、それを基に共有もできますので、月に1回とかそういうふうに定期的に会議があるのであれば、校務パソコンとかを利用してそういった共有ができるのかなと考えています。ちょっとここも課題だと思いますので、例えば具体的にどういうふうに活用していくのかといったことも、生活指導主任とか、また、管理職の先生にも事例というような形でお示ししていきたいと思っています。

**吉岡委員** 分かりました。ありがとうございました。

**大竹会長** ここに「定められた様式の電子ファイル」とありますけれども、これはあまり活用されていないというところなのですかね、情報共有としては。

**指導主事（久保）** 特に都からもこの様式で定められているわけではないのですけれども、参考資料みたいな形で来ますので、例えばこの様式というのもどういうイメージなのかというのも、各学校によってももしかしたらイメージが違うかもしれないので、そういったところもより分かりやすくお伝えしていく必要があるかなと思います。

**大竹会長** 大事なことは、各学校バラバラでもいいのですけれども、そこに記述されたらば、共有して情報が見られるということが大事だと思うのですよね。ありがとうございました。

あと、よろしいですか。

**石川委員** 今のことに少し関連するのですけれども、第三者委員会やほかで関わらせていただくと、情報は共有していたのだけれども、結局そこ

からの役割分担とか対応のところがもう一步踏み込んでなかったとか、あるいは親御さんも先生には言っていたのだけれども、そこから対応が進んでいなかったとか、そういう案件が結構あるのですよね。振り返ると大変残念なことなのではけれども。

ですからぜひこのところ、定められた様式でなくてもいいのかもしれませんが、情報共有」と「役割分担」と「経過」と書いてあるから「対応」のことが入っているのだと思うのです。ぜひこのところは少し意識的にしていったほうがよろしいかなと思いました。よろしくお願いたします。以上です。

**牧野委員** 私からも1点。その点に絡めて、2のものに対しての追加なのではけれども。例えばそのファイルはスクールカウンセラーとかがアクセスする権利というのはあったりするのでしょうか。スクールソーシャルワーカーとか含めてではけれども、学校の中でチームが組まれていて、その中にスクールカウンセラーなんかも入っていたりするとは思っています。名実的にその情報共有のところにアクセスできなければ結局スクールカウンセラーはまた別口でのやり方しかない。ということは本当に共有ファイルとして意味あるものなのかどうなのか。そして全体の役割分担をしていくといったときに、果たしてその共有ファイルは使えるものなのかという辺りはいかがになっているのか、もし教えていただければありがたいです。

**指導主事（久保）** スクールカウンセラーも校務パソコンを持っています。私がいた学校は持っていました。共有できます。なので、そういった仕組みも、やはりシステムがあっても活用できていないという場合もあるとは思いますが、今、委員がおっしゃったように共有をしていく必要があるかなと思います。

**牧野委員** 都のカウンセラーだと毎年多分学校が変わったりするので、改めて都のカウンセラーの方にもそういうファイルがありますよということをお知らせしていくとか、何ならアクセス権を提供するとか、そういうことも行われているのですかね、年度ごとに。

**指導主事（久保）** 今後調べてみます。まだ実態は分かりませんが、またアクセス権があるかどうかといったところも明確にはなっていないのではけれども、もしかしたら教職員だけで校務パソコンが共有されているのか。

**済美教育センター所長** 大変重要な情報ですので、講師だとか様々その情報に関わる人たちがいるのですね。そういう人たちのためには何台か予備の校務パソコンがありまして、そちらにIDで自分で入って、情報を確認するということが可能になっています。そこはSC（スクールカウンセラー）も同様ですので、実際の学校現場ではそういう形でやっています。

**牧野委員** ちなみにそれは済美教育センターからアクセスする、例えばスクールソーシャルワーカーがアクセスするとか書き込めるみたいなことはなされているのでしょうか。

**指導主事（久保）** センターからですか。

**牧野委員** センターにスクールソーシャルワーカーがいますので。

**指導主事（久保）** センターからは直接各学校にアクセスするような権限は付与されていないです。

**済美教育センター所長** 引き続きですけれども、スクールソーシャルワーカーはセンター配置になっていて、そこから学校に派遣する形なのです。そこで学校の校務パソコンを使ってというのはなかなか難しいのですが、そういうときには例えば紙で打ち出した情報を会議の中で共有するとか、そういうことは学校の中ではやっています。その特定の事案の子のということですよね。

**牧野委員** そうです。

**済美教育センター所長** ただ、全ての項目にアクセスするというのはスクールソーシャルワーカーはできないです。

**牧野委員** できない、そうですか。

**済美教育センター所長** ただ、センターの中で校務パソコンがありますので、そちらからアクセスするということが可能なので、実際にはできるのですけれども、扱っている事案に応じてスクールソーシャルワーカーが関わるという形になっています。

**牧野委員** この辺りが本当に情報共有シートとしての多様性、総合的に物事を判断しとか対応するとなったときの情報共有のために、十分活用できるようにしていければいいのかなと思います。実際はそこに書き込むことが目的というよりも、みんなが足並みをそろえて方向性を目指して、それぞれの役割分担の中で解決に向けて進んでいくことが大切だとは思っているので、有効な活用方法というのをまたご検討いただけたらありがた

いなとは思いますが。

**大竹会長** ありがとうございます。その指摘は大事だと思いますので、書き込むのが目的ではなく、しっかりと共有して問題解決に向けた情報共有をしていただければと思います。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

続いて、次第3に入っていきますが、先ほどの資料2でも、6「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」というところで「⑰学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している」というところがちょっと少なかったと、全体を見た中で少ないというところで、今日は「教育SATの役割と対応内容について」ということで事務局から説明を伺って、その後委員の方々と教育SATの方とやり取りして、我々も理解を深めていければと思いますので、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

**指導主事（久保）** それでは「教育SATの役割と対応内容について」、資料3をご覧ください。

教育SATですけれども、この「SAT」というのは「スクール・アシスト・チーム」の略称になります。主に学校におけるいじめ・不登校・学級崩壊などの生活指導上の課題、事故や事件等の安全確保上の緊急対応などを支援するための専門チームという位置付けになっております。

構成員としては、令和3年度は指導主事が2名、元校長（校長経験者）が3名、副校長経験者が1名となっております。

主な対応内容としましては、1つ目が「管理職、教員への助言」。こちらがやはり業務のかなり大きなところになっているかなと思います。

それから、2つ目が「生活指導における問題行動に関する調査」。先ほどのふれあい月間におけるいじめ、不登校の調査、また、国から問題行動調査などが来ておりまして、そういった調査の実施、分析、まとめ等を行っております。

そして、3つ目「生活指導上の問題解決に向けた研修会の開催」。こちらは主に生活指導主任会の主催といたしますか、そういったものは教育SATのほうで行っておりますので、この生活指導主任を主に対象とした研修などを行っております。今年度でいいますと、例えばスクールロイヤーの方、杉並区で弁護士の方をお呼びして、具体的な事案等について弁護士の先生からレクチャーを受けるといったこともありました。

それから、4つ目が「関係機関連絡会」。先ほど少しお話をさせていただきましたが、こちらの主催が学校にはなっているのですけれども、教育SATのほうも出席させていただいて、主に警察との情報交換・意見交換会を行っております。こちらは学期に1回、年3回をめぐりに行っております。

それから、関係機関、先ほどから出ていますけれども警察・子ども家庭支援センター・児童相談所との連絡、調整、電話相談。こちらでも事案に応じては学校が主にはなるのですけれども、場合によっては済美教育センターからも子ども家庭支援センターと連携をとらせていただいております。

また、6つ目が「校内委員会」。これはケース会議ですね。先ほど言った関係機関が一堂に会して、当該児童・生徒の対応について協議するという場ですけれども、ケース会議に実際に教育SATもその一員として出席をすることがございます。

また、場合によっては、例えば教員への苦情というのも残念ながら寄せられる場合もありますので、そういった場合に実際に授業を見せていただいたり、それを基に管理職の先生とお話をさせていただいたり、また実際に保護者の方への対応をさせていただくというようなこともございます。

「令和3年度の対応の傾向」ですけれども、小学校・中学校で対応種別に分けましたが、括弧が令和2年度の数値になります。3月14日現在の数値になりますけれども、やはりちょっと件数として多いのは、これは主に保護者のほうから教育SAT、センターのほうにご相談がある部分ですけれども、「教員への苦情」が数値としては多くなっています。我々も電話でお話をお聞きして、それを基に管理職の先生にご報告し、共有し、学校のほうで対応していただくということが主になりますけれども、場合によっては、件数としては非常に少ないですけれども教育SATのほうで保護者の方にもお話をさせていただく、ちょっと仲介をさせていただくことも、数件ですけれどもございます。

そういったところが今の教育SATの仕事内容の概要になります。また、今、抱えている課題ですとかそういったところは、また後ほど意見交換会の中でも報告をさせていただきたいと考えております。

概要ですけれども、以上となります。

**大竹会長** ありがとうございます。まず「教育SATの役割と対応内容について」ということで説明を受けましたけれども、そのことについて何かご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**石川委員** ご説明ありがとうございます。幾つか教えてください。例えば4の対応種別で、「事件・事故」後の対応などということもあられたということで、これはいわゆる緊急支援的な何かそういったことなのでしょうか。少しどんなことか教えていただければと思います。あとは「教員への苦情」というのは件数とすると多いということですが、ご対応くださって、その後そのことは改善に向かったのかとか、ちょっとその辺も少し教えていただければと思います。お願いします。

**指導主事（久保）** こちらの対応については、保護者の方から寄せられるだけでなく、管理職の方から教育SATにお電話いただいているケースもあるので、その両方があるということをご承知おきいただきたいのですが、事件・事故でも、例えば学校の中でけがをしてしまったのだけれども、少しそのけがの重大度が大きいものに関しては、学校だけではなくてどのような対応を今後すべきなのか、そういったことを管理職の先生からご相談頂いてご助言させていただいているということがあったり、また、けがでも最初は小さなけがだったのだけれども、後からけがの度合いが少し悪くなってきたということもあって、そういった初期対応に関して少し長期化しそうだというようなことだったり、そういったことに関してのご相談を頂いて、ご助言させていただいているということです。

ちなみに、学校での事故の報告は、小さいものから大きいものまで全て報告書という形で頂いていますので、その中での個別のご相談ということかなと思っております。それでよろしかったでしょうか。

**石川委員** 教員への苦情ですね。

**指導主事（久保）** 教員への苦情はどういった内容かということですね。

**石川委員** 内容というか、内容はきつとおっしゃられることとおっしゃられないことがあると思うのですが、そういったご指導をなさったことによってかなり改善が図られたのかとか、ちょっとその辺のことをお願いします。

**指導主事（久保）** 我々が関わったケースですと、実際に授業を見せてい

ただいて、我々も保護者の方から聞いている内容だけではなくて、実際我々も見て、具体的にその管理職の先生にご助言させていただくということが必要かなと思っているので、それによって授業が具体的に改善されましたという声を頂く場合もあります。

やはり実際に授業を見させていただいて、具体的なアドバイスが我々としてもできたなというときは、やはりいい方向に行くかなと思います。

**石川委員** ありがとうございます。そうしますと、授業のやり方とか授業運営とかそういうことが多いということですか。

**指導主事（久保）** 授業そのものもそうですけれども、例えば教員の言動ですとか、子ども一人ひとりへの接し方ですとか、授業だけではなくて子どもとの関わり方とか、もう少し肯定的な言葉がけを増やしましょうとかそういったようなことですね。そういった授業外の助言というのが我々としては多いかなと思っています。

**石川委員** ありがとうございます。なぜ質問させていただいたかと言いますと、不登校の実態調査というのが国で実施し発表になっていると思うのですが、問題行動調査のときには不登校の理由というのは「不安」とか「無気力」というのが多いのですよね。でも、子どもに直接聞くと、「先生のこと」というのが一番多かったのですよね。27%の中学生が不登校になったのが「先生のことなんだ」と書いていたという統計も発表されていますので、やはり例えば不登校に至っているかどうかとかそういうのは分からないわけですが、そういった日頃の先生の言動に対して苦情が入ったときに、きちんと対応できるというのはとてもいいことだと思いましたので、ちょっと発言させていただきました。ありがとうございます。

**大竹会長** そのほかございますか。

**牧野委員** 質問というか疑問ですけれども、私が気が付いたときには既にSATがあったというか、2007年ぐらいの時点ではあったような気がするのですが、いつ頃からできて、そのときに設計されたものと、もともとがSATはかなり匿名的な感じで捉えていたのです。学校ではなかなか処理ができないというか、対応ができないものを教育SATのところでは元校長先生とかが引き受けたりとかしながら、いろいろな問題に対応していく中でいじめもあったり、不登校もあったりというのを何となくイメージとして思っているところがありますが、改めて現在の体制にな

ったのはその辺りからいつぐらいになってきたのか。さらには、そこにまた今回明確にいじめと言われるものをしっかり対応しましょうと。

「ささっとSAT」とみたいなもののスローガンまで作られて、いじめ対応というものが乗っかってきたのですけれども、それに見合うような体制なのか組織なのかとかその辺りも。

歴史の中でどのように流れてきたのかというのは、何となくどなたか把握されている方というのがいらっしゃるのでしょうか。今だけ捉えるのではなくて、多分今までの経緯なんかもあった中での今なのかなと思っていて、これだけお話を聞いていくともものすごく幅の広い関わりをしているというのがそもそも見えていくわけなのですね。いじめ対応だけではないということが見えている中なのだけれども、では、それがどういうふうに行われてきたのかというのは、少し歴史的にご存じの方というか、説明とかができる方というのはいらっしゃるのかなというのを伺いというか、疑問というか、素朴な感想として思いました。

**教育政策担当部長** 2007年、平成19年に発足して、ただ当初から指導主事、SSWもいましたし、それから医師関係の方も関わっていたところもありました。学校が抱えている諸問題に学校だけではなかなか解決の難しいものに対して対応していくというところで当初は関わっていました。そして時代的にやはりいじめ、それから不登校といったところに重きを置いて対応していたと記憶しております。

私は3代目ですけれども、私のときもやはりそういう体制ではあったなと思っていますが、やはりSSWの機能というのが当初はまだ多分全国的にも早い時期だったと思います。その中で結構磨かれてきたところもありますし、学校から支持を受けてきた時代、私がSATの指導主事になったのが平成22年度ですね。かなり学校から頼られてきたなといったところはありました。

そして、関わってきた元校長先生の考え方も、当初発足のときはやはり学校側の抱えている問題が重いからしっかりと解決しようという強い姿勢があったのですけれども、そこを代替わりしていく中で、学校が望んでいるSATの対応といったところが、発足当時校長先生だった方が退職されて、SATのメンバーに加わってきた中で、やはりそこは少し変化があったなと受け止めています。

ですので、学校が困ったといったところに、より柔軟に対応していっ

た経緯というのがあって、その頃から割と対応の中身も幅広くなっていたなと考えております。

やはりそこになってくると、例えば保護者、地域の方から相談が来る件数も徐々に増えていったというようなところと、あと、その流れで今度は電話相談とかアプリとかといったところもSATが担っていった経緯がありましたから、そういった意味ではSATが抱える、対応していく中身というのもだんだん大きくなっていて、なかなか今の体制では難しいところになってきたから、今度は地域ごとに分散してというところを考えていった経緯がございます。

**牧野委員** ありがとうございます。私も把握している限り、いろいろと広がっているなと思うこともまず1点ありましたし、あとスクールソーシャルワーカーもSVとして関わらせていただく中で、スクールソーシャルワーカーの所属がいろいろ変わったり、また、分かれたりみたいなことで紆余曲折を見てきたもので、その中でいろいろ捉えづらいというか、分からなくなってしまうところもあったのですが、改めてこのいじめ問題の対策というところでSATが位置付けられたことに対して、では今後どうしていったらいいのだろうか、果たしてこの人員で足りるのかとか、さらにはSATのメンバーの力量とかスキルとか、そういう辺りもちゃんと磨いていかなければいけないのではないだろうかみたいなこともちょっと思ったもので、少しお伺いさせていただきました。どうもありがとうございます。

**大竹会長** 関連するところですね。

**石川委員** 私もちよっと同じような思いで伺っていたのですが、今の構成メンバーを拝見すると指導主事2名と元校長3名と元副校長先生1名ということで、比較的學校管理職でメンバー構成されているのだなと。ちよっと古い資料を拝見したときはソーシャルワーカーとか入っていましたよね。だからそういういろいろ試行錯誤しながら、やはり學校管理職の先生たちがいいという感じで今はそういうふうになっているということですかね。

あとは、私はこのSATというのは、どちらかというとも學校からの相談を受けるところで、保護者から直接というのはそんなに宣伝してないのだという感じでちよっと説明を前に受けたような気がしていましたが、でも先ほどのご説明を受けていると、かなり保護者からの直接相

談を受けていらっしゃるというわけですね。例えば教員への苦情とか。ということは、杉並区の保護者はこのSATというのがある程度情報周知がされているという理解でよろしいのでしょうか。

**指導主事（久保）** 教育SATについては、やはり保護者の方への周知というところは行っていないのですね。

**石川委員** いないですよ。

**指導主事（久保）** 以前は行っていた時期がありまして、何かあれば教育SATへといったことを、例えばホームページですとかそういったところに載せていた時期はあったのですが、今は載せてございません。

ただ、例えば学校への苦情というのはどこに寄せればいいのかといったときに、済美教育センターに電話をされて、センターの中で学校へのお声なので教育SATのほうで受けますというような流れで振り分けているようなところですよ。

**石川委員** じゃあ、やはり間接的にというか、1つ教育センターが入ってSATにご連絡が来るとのことなのですね。分かりました。ありがとうございます。

**菅原委員** 1つはこの中にある「虐待養育困難」というのはそれなりの数がありまして、特に、一昨年度なんかは中学校が11件もあつたりして、実はすごい人数があつたりしているのですが、これの実態というのは、要するに児童・生徒が親を虐待して養育が困難なのか、それとも親要因で子どもが虐待されているのか、あるいは両方を含むのかというどっちの方向性なのかなというのと、あと学校は基本的になかなか家庭の状況とかに踏み込んでいくのは難しいですよ。これ、相談があつたときに、SATチームとしてはどういう対応をしているのかなとちょっと素朴に感じたのが1つです。

あともう1つは、これは他区の話なのですが、例えば我々のセンターの推進委員会、私が行くことがほとんどなのですが、あと心理職とかがケース会議に行ったりですとか、生徒さんの授業観察などを実際に医療者の視点からして、学校の先生や養護教諭等々に、あるいは校長先生が出てくる場合もありますけれども、助言するようなことをやったりもしています。これはあくまで教育SATなので教育関係者なのですが、そういった違った視点の医療関係ですとか、あるいは、場

合によってはそれこそ虐待を伴っている場合には福祉関係かもしれませんが、そういった他職種の助言体制なんかもあったらいいというか、実際やっている区がほかにもあるので、そういう視点もあったらいいのではないかなというのは素朴に感じたところです。よろしくお願ひします。

**指導主事（久保）** この虐待養育困難については、我々のほうでざっと把握しているところだと、やはり家庭での親からの虐待、またはネグレクト、場合によっては児童相談所に一時保護、そういったケースが主です。案件によってはお子さんがいわゆる児相一時預かりというか、そのお子さんの粗暴な行動とか、そういったことによって児相一時預かり、警察案件といったこともあります。

我々のほうにそれが上がってくるのは、やはり主に管理職のほうから上がってきます。当然そこの前の段階で子ども家庭支援センター、児童相談所、または場合によっては警察がもう対応している案件になるのですけれども、教育SATのほうにも情報共有ということで、我々のほうに校長先生のほうから主に報告が来るということになっています。

先ほどケース会議については、例えば一時預かりから学校に復帰する場合に、家庭環境の要因もいろいろありますので、どういうふうに対応していくかというようなことを、我々センターでいうと教育SATであったり、またはSSW、または教育相談担当のほうでケース会議に出席させていただいて、当然そこに児相だったり子ども家庭支援センター、また、医療機関がそこに入ることもありますね。家庭環境によってそのお子さんがなかなか学習に向かえない、そういったケースもありますので、私も一度医療機関まで行ってケース会議に出席したということもございました。やはりそういった連携というところが、各機関がしっかりどういうふうに関わり合いをして対応していくかといったところは、一堂に会さないと対応方針がぶれてはいけませんので、そこは重要かなと思っています。

**教育政策担当部長** 確かに関係機関といろいろ情報を、連携を密にとる必要があります。必ずやはりそこは子ども家庭支援センターが入って、要対協といったところの名簿を作った上で、しっかり情報共有するという体制は作っております。その部分は逆に言うと、子ども家庭支援センターを抜いてやるとやはり危険性がどうしてもありますし、本来情報共有

してはいけないところに出してしまうところも出てきてしまいますので、そこは子ども家庭支援センターとかなり親密にやっているといったところではあります。

そして、子ども家庭支援センターから、これは法律にのっとって虐待情報というのは教育委員会も手に入れて、学校にも情報提供という形でやっているところですので、そういったところは子ども家庭支援センターを抜きにはちょっと動けないところもあるので、そこは連携をとりながらしっかりとやっているところでございます。

**吉岡委員** 2点ご質問なのですけれども、1点はシンプルな話で、このSATの皆さん全体で6名ということなのですが、男女の内訳を教えてくださいというのが1点です。

それからもう1点は、私もちょっと理解が不十分で、SATが具体的にご相談等を受けられるときのイメージが十分まだ分かっていないのですけれども、さっきから保護者が苦情を言うてくる場合があるというようなお話がありますけど、ケースによっては学校と保護者がシビアに対立することもあると思うのですが、そういう場合にSATの立ち位置なのですけれども、本当に純粹に学校側でもなく、保護者側でもなく、完全に中立ということで中に入られるのかどうか。情報をどちらにどこまで出すかという問題とも関係してくるかと思うのですが、その辺りのところをお伺いできたらと思います。

**指導主事（久保）** ありがとうございます。まず男女の内訳は、木村指導主事が女性で、あとは全員男性です。

**大竹会長** 元校長先生も元副校長先生も男性ということですか。

**指導主事（久保）** 全員男性です。あとは教育SATの立ち位置ですが、やはり保護者の方、また管理職の方の間に入る、そういったこともあります。立ち位置としてはケース・バイ・ケースなのですけれども、例えば学校の対応で一部やはり不適切な部分があった場合は、我々もやはりそこを指導という形で、「そこは学校の対応としては不適切な部分がありましたね」ということを確認することもあります。ですので、我々の立ち位置としては学校の支援なのですけれども、ただ保護者と子どもあつての学校ですので、学校の対応が一部至らなかった部分については、保護者の方からの訴えもあるので「我々のほうからお伝えさせていただきます」ということもよくあります。

**大竹会長** ありがとうございます。一通り質問していただいて、今日のメインはせっかくSATの方々がいらっしゃっているので、次第4「教育SATとの意見交換」ということで、これまでの質問で答えていただいたところでも、まだ補足があるのではないかと思いますので、ぜひ教育SATの方との意見交換ということで、こちらから何かご質問等あればまたお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。今、立ち位置のこともありましたけれども、回答されていなかった先生方のところで、SATの委員の方々で実際やられていますから、どうなのかなというところを教えていただければと思えます。

**教育SAT（鈴木）** 私は今年度より教育SATのほうに配属させていただきました鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。今、立ち位置ですとかそういうことを伺いましたけれども、私たちが電話を受けるときには、まず物を言いたい、でもどこに言えばいいのか分からない、そして多分ものすごく言いたいことがたまっていらっしゃる方々だと思うのです。ですから、まずは丁寧に電話口でいきさつを伺ったりするのですが、まずいろいろ言いたいことはあるのですけれども、言葉としては受け入れる、全てを受け入れる、受け止めるということに対応を心がけています。

実は今朝、私の上司に当たる熊耳ですけれども、いろいろな案件がある中、電話が何本かありました。1時間半まず「ああ、そうですか」と聞いているのです。ですから電話が終わったとき、私は熊耳に申し上げたのですけれども、私だったら「こうじゃないですか」と言うところを1時間半まずは聞いている。そして、その後「でもね、こういう面もあるよね」なんて切り出す。ですから、まずは、私たちは寄り添う。これは子どもからかかってきたときもそうですけれども、「近くには誰かいますか」と言ったり「心配しなくても大丈夫ですよ」ということで伺うようにしています。

相手にストレスのかからないようにまず受け入れるということが立ち位置ですし、それから、やはり交通事故と同じで100対0というのは多分ないと思うのです。私たち教育の立場にあるものでも、やはり行き届かない部分が多々、「ここはまずかったな」というのがありますので、そういう部分は足りなかったということを私たちが謝罪しながら、いろいろとご意見を伺うところでは。

この間、こういうお話を聞いたのですけれども、電車で「申し訳ございません。今、前の列車が乗客の皆様具合の悪い方がいらっしやいまして、大変遅れまして申し訳ございません」と車掌は言うのですが、車掌は悪くないのだけれども、「本当に申し訳ございません」と言わなければ収まらないという部分が多々あると思いますので、そういうふうにいかなければいけないんだと、熊耳からは話を受けております。

**教育SAT（熊耳）** よろしくお願ひします。我々の立ち位置はやはり受容的、共感的態度で聞き取るということをメインにします。ただ、あまり共感的、受容的になりすぎることによって、学校のサポートではなくて、逆に攻撃的な言質をとられて、SATの我々が学校の保護者からの苦情を受け止めて受容してしまったと、だから学校は悪いのだというそういう流れに勘違いされてしまうことが怖いなということで、できるだけそこは学校側に影響を与えないような、そういう意識を持ちながら、学校を支え、学校の多忙さ、先生方の多忙さ、そういうところを丁寧に説明しながら「でも、お母さんこうじゃないですか」とか「こういう考え方もありますよね」というような軌道修正をしながら怒りを鎮めていきたい。あるいは丁寧に対応し、できるだけ学校へ怒りの炎が広がらないように、我々のところで止まってくれればいいかなと今、考えながらやっているところです。

先ほど牧野委員のほうからSATの歴史ということで出たのですけれども、本当に保護者の感性・感覚も随分変わってきていまして、広く全体を見ながら学校の不手際を指摘する姿がだんだん減ってきて、我が子さえ、我が子の立場さえよくなればという本当に近視眼的な視野で要望等を言って来られる方が大分多くなっているなということは直感的に今、感じているところです。できるだけ我々の対応によって、学校への影響が大きくならないように丁寧に対応していこうと考えているところです。以上です。

**大竹会長** ありがとうございます。先ほどの相談だと、保護者から直接というよりはまずは教育センターが受けて、そして受けた後にSATのほうにセンターのほうから話を持って行って、保護者はどの段階でこのSATとやり取りというのはなっていくのですか。

**指導主事（久保）** 例えばセンターにお電話いただく場合は、事務といたしますか職員が取ります。取ったときに例えば学校への苦情ですといった

ときに我々の席が決まっていますので、「保護者の方でこういった件でお電話がつながっているのですけれども、お願いできますでしょうか」というような形で我々につなげてくるので、「はい、分かりました」という形ですぐ対応するような流れですね。

昔は「教育SAT電話」という専用ダイヤルがあったのですね。今そこはもう公開してなくて。ただ、保護者の方もどこか教育委員会となったときにセンターにお電話頂くことが多いので、そのときに結果的に我々が相談役というような形で引き受けさせていただくという流れです。

**石川委員** ちょっと教えていただきたいのですけれども、済美教育センターの中の話でいいのですか。済美教育センターには前、電話相談という1つ部門がございましたよね。元校長先生とかが受けてくださって。あれはもうないということですね。

**指導主事（久保）** 内部で我々のほうの役割としてはあるのですけれども、公開はしていない、電話受付はここですよという形では周知していませんけれども、結果的に我々組織の中ではそういう役割分担が教育SATとしてありますので、センターに直接お電話を頂いた場合は、我々のほうで引き受けるという流れですね。

**石川委員** ありがとうございます。そうしますと、でも人づてに済美教育センターにかけると、事務の方ではなくいわゆる元教員の先生方、そういう方が電話で相談に乗ってくださるというのは何となく伝わってきますよね。それを受けてくださっているということなのですね。これは前とはちょっと違う体制ですよ。

直接お伺いすることができて、1時間半も保護者の話を聞いてくださっていることが分かって、ありがとうございます。以上です。

**牧野委員** ちなみにSATは今6人いらっしゃって、元管理職の方と指導主事がいらっしゃるようになるのですけれども、個での役割分担みたいなものがあるのかどうか。それともみんなが同じように動いている、それぞれ電話を受けた人が電話を受けた案件について、全部の項目について対応していくものなのかちょっと教えていただければと思います。

**指導主事（久保）** 役割分担としては、SATの先生方は、例えば保護者の方の第一報といいますか連絡が来たときにまず出ていただくことが多いのですけれども、我々指導主事のほうは、学校の管理職の先生にこ

ういった事案があります、次の対応としてはこういったことが必要です  
というような、管理職の先生にお伝えするのはやはり指導主事の役割で  
あると主にはなっています。

案件が例えば「学校に伝えておいてください」だけで終わる保護者の  
方もいるのですね。「その後またお電話をしましょうか」とお伝えする  
と「いや、伝えるだけで結構です」というような場合は、熊耳や鈴木の  
ほうから情報共有ですという形でする場合もありますけれども、その後  
も学校の対応が引き続き必要な場合は、やはり指導主事のほうで学校に  
伝えるという役割分担にしています。

**牧野委員** そうするといじめと言われる案件が入ってきた場合は、この場  
合は指導主事が動く形になりますでしょうか。

**指導主事（久保）** そうですね。やはり我々のほうで学校への対応という  
ところは指導主事のほうで引き受けるとなっています。

**牧野委員** それで2名ですか。

**指導主事（久保）** 我々教育SATの担当は2名なのですけれども、ほかに  
指導主事が数名いますので、その学校担当の指導主事というのもある  
のですね。我々もいますけれども、学校担当の指導主事に「こういった  
案件があるのだけれども、電話してください」とか「学校に行ってください」  
という形で振るといような流れになっています。

**牧野委員** 振るのですか。

**指導主事（久保）** 私たちのほうで電話を受けたら、例えば久保の学校担  
当であれば、「久保のほうから電話してください」とか「学校に行っ  
てください」みたいな形で役割分担をするという形ですね。

**牧野委員** 担当校も持っているのですか。

**指導主事（久保）** はい。

**牧野委員** 担当校もありつつ、SATの指導主事でもあるということ。2  
つ役割を持っているということによろしいですか。では、指導主事が全  
部で5人でしたか。今、担当校を持っている。

**指導主事（久保）** 今センターにいるのは7名です。

**牧野委員** 7人ですか。

**指導主事（久保）** はい。

**石川委員** ちょっとすごく細かいことですがけれども、例えば先ほどの種別  
の中に「管理職への苦情・要望」というのがございまして、今年度は比

較的 1 桁ですけれども、去年度など 2 桁もあったということでございますよね。そうしますと、苦情を言うほうは多分匿名で「私のことは絶対言わないでください。でも管理職の先生がこうなんです」とかなったときは、元管理職の先生方がお話を聞いて、そして指導主事に伝え、指導主事はその学校の管理職に伝えるみたいな、そのような構造なのですか。

**指導主事（久保）**　そうです。学校の具体的な対応で学校の中に入っていくのは指導主事のほうでさせていただくという役割になっています。

**石川委員**　そうなのですね。なるほど。私が結構前に伺ったときは、SAT のチームがさっと学校に行くのだみたいな、ちょっとそんなふうに伺っていたこともあるのですけれども、今は少しそういうような感じで、センターの中でお話を受けてくださる先生方、そして学校にさっと赴かれる指導主事の方というふうにちょっと役割分担をしているような感じなのですね。

**指導主事（久保）**　ただ、教育 SAT の先生方も一緒に行っていただくことも多いです。まず、保護者の方のお話しを受けていただいた先生、私たち指導主事とセットで行ったりするというもののほうが多いですかね。

**石川委員**　ありがとうございます。

**菅原委員**　全然違う視点からなのですけれども、実は私、東京都教育庁関係の仕事もしてまして、実は何百人も休職している先生と面接をさせていただいています。その中で結構出てくるのが、やはり先ほどから出ている保護者の方からの苦情ですとか、難しい生徒さんの扱いに困って、あまり管理職から支援を得られなかったのでみたいなお話を結構伺っているのですね。そこでこの教育 SAT の皆さんがいることで、実は結構杉並区では、例えばこういう SAT がないような区に比べて教員の休職が少ないとかそういったのがもしあるならば、とても先生のメンタルヘルスというところに非常に役に立っているのかなと。私は精神科医なものですからそういう視点から聞いてまして。どうなのでしょう。今、都教委の資料ですと現実的に大体 1 % ぐらいの先生が休職しているのですね。しかも東京はワースト 2 位なのですね。ワースト 1 が沖縄で、2 位が東京で非常に休職率が高いのですけれども、杉並区ではこういう SAT チームがいろいろな先生のお困りごとを聞いたりとか、メンタル的に支えたりとか、元校長先生が助言してくれたりというところで、そ

ういった意味での役割というのももしあるとするならば非常に素晴らしいなと思って聞いていたのですけれども、どうなのでしょう。杉並ではあまり休職する先生が多くないとか、あるいは休職しようか辞めようかと思っている先生のお話を聞いたことで救われたとか、結構そういう事例がもしあるなら、それはそれで非常に素晴らしいなと思って聞いていたのですけれども、いかがでしょうか。

**教育人事企画課長** 今ちょっと数値が手元になくて出せないのですけれども、ただ休職の理由からすると、保護者の案件とか、あと子ども等というような案件はあまり確かに聞かないなとは思っております。

結構自分がSATの歴史の当初からやってきた中でも、これ以上学校が抱えると大変だというのを、じゃあ教育委員会で持とうかというの、熊耳先生、何回もありましたよね。その代わり本当に私なんかも1日に3時間ずっと電話対応したりすることもありましたし、本当に退職校長先生方も何度も何度も電話対応をして、とにかく3月になるとあと何日かと思いつつやってきたところもありました。そういった意味でいうと、学校だけで抱えて、本当にどうしようもない状況になってしまうといったところは、杉並区ではセーブできているだろうと考えております。

**菅原委員** ありがとうございます。だとすればそういう効果もうたっただけだと、きっと先生たちが煮詰まる前にSOSを出してくれたりして、休職する先生が1人でも減るのかなと、ちょっと全然皆さんと違う視点で聞いていました。どうもありがとうございます。

**牧野委員** そしたら今度鈴木先生と熊耳先生のメンタルケアをしっかりとやっていかないといけないという新たな問題も出てくるような。

**大竹会長** 吉岡委員、ありますか。

**吉岡委員** ありがとうございます。先ほどのお二人のSATの方のお話を伺って、企業のお客様クレーム係みたいにすごく大変なお仕事だなと改めて思ったのですけれども。もしできましたらせっかく今日来ていただいていますので、自分たちが入って本当にうまく解決というか成功したなというケースと、ちょっとこういうところが足らなくてうまくいかなかったかなというような、成功ではないケースも何かお差し支えのない範囲で具体的にご紹介いただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**教育SAT（熊耳）** 幼稚園から小学校に入学するに当たって、幼稚園で

いじめに遭っている、次の小学校に上がるに当たって同じ子どもたちが同じ学校に行って同級生になるととても困るのだというような相談を受けたことがあります。「どちらの小学校に入学しますか」「何々小学校です」「では校長先生と連携を図って、いじめている子どもたちとのクラス分け。そういうところの配慮と、こういう心に傷を持った状態で入学していくので、できるだけ丁寧な対応していただけるようお願いします」と事前に学校側にお話ししたことがあります。

学校がとても丁寧にやってくださって、男の子なのですが今5年生になって、毎年センターに年賀状を頂くのです。元気にやっています、こんなに大きくなりました、こんな作品をやっています、理科展で賞状ももらいましたと。そのような元気でやっていますという年賀状などを毎年頂くと、あのとき学校側に丁寧に連絡し、そして学校もそれをきちんと受け止めてくださって、丁寧に子どものケアをしてくれて、子どもが救われたなという思いをしていることが実際ありました。

そういう意味でうれしい報告を頂けると、この仕事をやっていてよかったなと、ほっとするような部分があります。

あと、マイナスなこととすれば、やはりこちらの誠意がなかなか届かなくて、説明しても理解していただけない。そして、学校側と連携を図っていろいろとご説明をしても、先ほどちょっと申し上げたように「我が子がつらい思いをしているのだ」「我が子が」ということで、クラス全体の中での立ち位置ということはどうしても考えていただけなくて四苦八苦して、解決になかなか及ばなかったという、そういう事例もあります。

そんな中で、最近保護者の方が何かうまくいかないと「弁護士を立てるぞ」とかそういう発言だとか、あるいはレコーダーを準備して録音し、その録音に基づいて「あなたはこう言ったじゃないか」とか、「こんな説明をしたじゃないか」ということで、こちらの一言一言もやはり丁寧に対応していかなければいけない、そういう時代になっているのだなということを改めて感じているところです。もっと言葉遣いだとか、あるいは対応の仕方を、それこそ先ほどちょっとお話があったように力量をアップしなければいけないし、スキルを向上しなければいけないのだなということを改めて感じているところです。

**教育SAT（鈴木）** 今朝方も、実は事故があった件で、いろいろと副校

長先生から「こういう双方のけががあった。片方のやられたほうの親が非常にエキサイトしている。教育委員会に訴えるですとか、あるいは児童相談所に通告しろとかそういう大きな案件になって、こちらに電話が入ってくるから今お電話差し上げました」ということで副校長先生から頂いたのですね。いろいろ話を聞いていくと「たたいたほうのお子さんはもう文句を言ってらっしゃる相手のお家にお電話されましたか」と言ったら「それはまだでした」なんていうことが分かって、すぐにそれを担任のほうからさせますなんていうことがあると、そういう支えになっていてよかったのかなと思います。

また、失敗の部分は、私は「校長先生はこういうふうにお母さんのことを思ってくださいていますよ」「お家の方のことを配慮してくださいていますよ」と勝手なこと言っておきながら、実際には校長先生は親とはやはりよくない関係になってしまっていて、親御さんは私のことを「違うではないですか」ということで話が通らなくなってしまったのですね。ですから、私はそういうところは校長先生にしっかりと確かめてから話をしなくてはこいけないなという失敗なのですけれども、そういうところはこのSATのみんなはそれを共有して、「じゃあ、その電話には今度は私が出よう」なんていうふうに、熊耳先生に今、出ていただいているのですけれども、そういうところは和気あいあいとして、久保指導主事もほかの仕事があるのに長時間電話に出ていたり、木村指導主事も出張があるのに電話で遅れて出られないなどというときも丁寧にされている。十分でなかった部分はお互いに意見を出し合って次の対応につながれているところがSATの良さだなと思います。

**大竹会長**　せっかくお二人現役で、教員の方で、指導主事でいらっしゃるから何かお話いただければ。

**指導主事（木村）**　今年度拝命しまして1年間やってきましたけれども、非常に難しいなと思いながら日々過ごしてまいりました。

ただ、その問題が起こったときの解決の中心は学校、当事者である子どもであるということやはりいつでも忘れてはいけないなということを肝に銘じてやってまいりました。ただ、実際問題を目の前にするとそれが薄れてしまう瞬間というのがどうしても、お電話なさってくる保護者の方にも言えるのかなと。一体どこへ向かっているのだろうと。場合によっては攻撃という言葉が悪いのですけれども、攻撃対象が何だかも

ともとのスタート地点からずれているのではないかと、そういったことを感じるが多々あります。

そんな中でやってまいりましたけれども、やはりいつでも原点に戻って、解決の中心は学校であること。ですので、こちらは学校を支援するという立場を踏まえた上で、保護者の方にも言うべきことは言わなければならないし、学校もそうですけれども、そういうスタンスでやってまいりました。

私が受けた電話は、苦情が多数なのですけれども、数少ない中で例えば先生の苦情というところからスタートして、なかなか教室に入れないお子さんについてご相談いただいた保護者から、「教室に入れるようになりました」という感謝のお電話をわざわざ頂いたりとか、なかなか先生とうまくいかないというところでも「お話をすることができました」ということをご報告頂いたりですとか、そういうお電話は数少ないのですけれども、頂くと何か少しお役に立てたのかなということでもうれしくなることもありました。

ただ、自分も教員なので、担任だったらこの瞬間どういう対応するかなというところに立ち返ることもありましたので、この立場でありますけれども、そういった視点も忘れないようにしながらこれからも引き続き対応に当たっていきたいと思っています。すみません。感想になってしまいましたけれども、以上です。

**大竹会長** いえいえ。久保指導主事はいかがでしょう。

**指導主事（久保）** やはり教育SATで私もお電話を頂く中で、最近増えていると思うのは、特別支援を要するお子さんがいて、これも他課との連携というところ、センターだけではなくて特別支援教育課とも連携したケースなのですけれども、なかなか教室に入れない、入れても授業で私語が出てしまうとか、どうしても注意が散漫になってしまって友達にちょっかいを出してしまう。それに対してやはり教員もどう対応したらいいのかと、かなり専門的な知識も必要な部分もありますので、そのときにご相談いただいた内容を特別支援教育課とも共有して一緒に対応したというケースがありました。そのときに、やはり数少ないのもあるのですけれども、効果を奏したこともあったので。学校もそうですけれども、センターも教育委員会内で上手に連携していくことがやはり重要かなと今、感じているところです。問題が複雑化、多様化している中

ですので、やはり今、出てきた関係機関との連携といったところも、もっともっと学校にも促していきたいなと思っています。以上です。

**大竹会長** ありがとうございます。これはSATの方々は、保護者の方とセンターで面談するということもあるのですよね、電話だけではなくて。

**指導主事（久保）** はい、あります。ちょうどこの前もありました。そこまで多くはないですけども、場合によってはセンターにお越しただいてお話を伺うということもございます。

**大竹会長** ありがとうございます。改めてSATはスクール・アシスト・チームなので、学校をサポートするチームだということですね。そこは菅原先生もおっしゃったように、そのことによって教員が守られることもあるのではないかということに関連して、私自身関わっている埼玉県では、「子どもの権利擁護委員会」というのが平成14年に設置されました。年間3,500件程度の電話相談あり、電話相談員が7人で対応しています。

この委員会は子どもの立場になって、何が子どもにとって最善となるのかを常に見極めながら、子どもの権利侵害から守るために、学校側でもなく、県側でもなく、保護者側でもなく公平・中立で専門的な立場から調査・調整や審議をしています。私はこの委員会の中で「調査専門員」として、電話相談だけではなく、解決に向けた取り組みを希望する親子と面談をし、事実確認をするために学校にも訪問をします。そして、委員会の審議を踏まえ、必要な調整活動をしています。

時には対応が難しい保護者の方がいて、訴えを聴いて学校を訪問すると、校長先生がホッとするという事案も散見されます。すでに学校と保護者が平行線状態になっていて、我々が学校側の話を聞いて、その話を受けて、時には保護者が誤解をしていると判断した場合は、保護者の方が学校側の言い分を正しく理解できるように説明をすることもあります。

私たちの委員会には、学校側からは相談は来ないので、保護者や子どもからの訴えによって動くということになっています。そういった意味では杉並区の場合、電話相談とか、区民の方々にとっては、SATという若干学校側に立ち位置があるように保護者の方、子どもにも見られてしまうところもあるのかなと思いました。このような点も少し配慮しながらやっていくということも、必要な点であると思いました。特に外

部から見ると、SATのメンバーが元管理職の教員や現職の教員ということから、相談を受けても学校側に立って考えられてしまうのではないかという懸念があり、SATの課題としてもあるのかなと感じました。

**石川委員**　　すごく単純な質問なのですが、指導主事の先生方はもちろん常勤の先生方だと思うのですが、元校長先生方は週何回ぐらいそこで勤務されていらっしゃるのでしょうか。

**教育SAT（熊耳）**　　3日とか4日とかです。

**石川委員**　　ありがとうございます。

**大竹会長**　　去年131件ぐらい来ているのですけれども、労働的などころでいくとどうなのですかね。もういっぱいいっぱいになっているような。

**牧野委員**　　その辺についても含めてなののですけれども、これだけ幅広い問題に対応していく中で、いじめの案件があったときに「ささっとSAT」というようなスローガンの下にSATのところに電話があって、果たして対応できるのだろうかどうなのかというところは少し疑問に感じました。いじめの件数とか、実際に動く、さらには調査をやったその調査も確認していかなければいけない。調査をやって数字を上げるのが目的ではないですよ。実態がどうなのかということを考えていったならば、果たしてSATが十分そこに対応できる人数配置なのかというのは、ちょっと疑問に思ったのが1点目。

2点目は、先ほどの話にもつながってくるのですけれども、やはり学校に行ったときには学校の組織の分化、チーム対応の分化というのを作ってくるようなサポートをしなければいけないことであったり、あとは本当に先生方の役割分担であったりとか、少し欠けている視点なんかについて助言とかサポート支援をするという役割が果たせるのかどうなのかというのが2点目。

そしてもう1つが、ちょっと今、鈴木先生と熊耳先生のお二人のお話を聞いていて思ったのが、先生方がもし対応された場合は、先生方も重大事態になったときに調査の対象になってしまうということですよ。なので、その辺りで学校と本当に齟齬がないようにしなければいけない。逆に言うところのほうで一方的に聞いてしまっただけで「はい。そうですね」と言った発言が、向こうからしたら教育委員会と同じメンバーなのに「何で言っていることが違うのだ」ということは、これまでもいじめの調査に入っていると、いろいろなところでそれが起こってくるのです

ね。皆さん言うことが違う、対応が違うということで保護者のほうが混乱してしまっていて、訳が分からなくなってくるということがありますので、そこら辺の意思決定なり、方針確認なりということの重要性、あとは記録に残していくことの必要性というのがますます問われるのではないかなど。特にこじれるケースがこちらに来るので、そのリスクが高いということ。そのためのご準備がどこまでできているのかということは、ちょっと今お話を聞く中で課題かなと思いました。以上3点です。すみません。

**大竹会長** 何かコメント頂けますか。

**牧野委員** コメントしづらいかもしれないけれども、できる範囲で結構です。

**指導主事（久保）** 人員として足りているかというところですけども、例えば電話対応ですと、すごく極端なことを言うと、1日電話が鳴らないという日もありました。そういうような日もあります。毎日鳴り響いていて取っているような状況では必ずしもないので、そこら辺は人手的には足りているかなとは思っています。

ただ、対応する状況が非常に多様なので、そういった部分はやはり我々もいろいろなケースを、私たちも対応力を上げていかなければいけない、その中身が問われているかなと思うので、そういった意味でも私たち教育SATのほうもお互いしっかり高め合いながら、情報共有しながら、協議しながら進めていきたいなと思っています。

あと、やはり私たちが学校の支援をするときに、私たちが代行してはならないのかなど。やはり学校の対応力を上げるということが一番ですので、先ほど牧野委員がおっしゃったように、例えば案件が解決したとしても、やはりそこに残されている学校の組織的な対応の課題、そこは引き続きしっかり追っていかねばいけないなと思っています。学校の教員がいて、教諭がいて、主任がいて、主幹がいて、生活指導主任がいてとか様々な役割があって、そのどこかでエラーが起きていると、管理職が全てを抱えてしまうということも起きていますので、そういうようなところもしっかりサポートというか助言をしていきたいと思っています。

あと記録については、随時記録を残すようにしております。その日あった記録はもうその日のうちに上席のほうにも報告をし、回覧という形

で紙に残して、また、データにも残して共有をしております。やはり紙で報告するだけではなく、しっかり口頭でも報告を行うということも心がけてやっております。

**牧野委員** その辺りは、やはり学校との共有みたいなものがなされているのですか。確実になされていないのか、どんな感じなのでしょう。

**指導主事（久保）** 記録の共有というところですね。

**牧野委員** そうですね。特にいじめに関してになりますが、いじめの相談を受けたということ、例えば学校と共有をしていかないと、もしかすると足並みがそろわないとか、保護者のほうとしては言った、言わないとかの話になってきたりとか、意見が違うみたいなことが起こってくるので、そこら辺の共有というのはいかがな体制になっておりますか。

**指導主事（久保）** 文章で何かやり取りして共有するということは、学校とはないのですけれども、対応方針をしっかりそろえるところ。また、私たちの役割、教育SATとしてこういう保護者にアプローチしていきますという役割分担、そこは非常に重要だと思うので、そこはやはり課題であると思いますので、しっかりやっていきたいと思っています。

あとは、やはりSATと学校だけではなくて、そこに例えば子ども家庭支援センターとかいろいろな関係機関があるので、学校の教諭からすると、多分先ほどの調査に出ていたように、それぞれがどういう役割で今、動いているのかということも、学校からすればちょっと分かりづらいところがもしかしたらあるのかもしれないので、そういったところのイメージも、例えば研修でそういったものを取り上げるとか、そういうふうにしてやっていきたいなと思います。

**牧野委員** ありがとうございます。

**大竹会長** どうもありがとうございました。今日は本当に初めての企画で、SATの現場で今、やられている方々と意見交換を我々もしたいという希望がありました。しかし、前回ちょっと時間がなくなってしまって、今回改めて時間をとって頂いて、お忙しい中お集まりいただいて本当にありがとうございました。また今後も何かの機会にこういったやり取りができて、お互いに情報共有ができれば、理解が深まればいいなと思っていますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、事務局のほうから連絡事項等があればお願ひしたいと思っています。よろしくお願ひします。

**庶務課長** 次回の日程についてでございます。委員の皆様とまた調整をさせていただきまして、現段階では7月または8月頃に開催したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

**大竹会長** どうもありがとうございました。それでは、本日も円滑な進行にご協力いただきまして感謝申し上げます。これをもちまして令和3年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。